

ひとり親家庭の生活を支援します

こどものこと、仕事のこと、お金のこと、そして自分自身のこと。
自分ひとりでご家庭のことを頑張っているママやパパは、
仕事や家事育児で相談をする時間がなかったり、
何をどこに相談していいか、調べる時間や気力もないことがあります。
横手市では、ひとり親家庭のママやパパが安心して困りごとを相談でき、
一緒に考えながらご家庭をサポートするための事業を始めました。

横手市にお住まいの方で、ひとり親家庭のママ・パパなどが対象です。



私たちが、悩みや不安の解決のお手伝いをします!

委託先：社会福祉法人ファミリーケアサービス
横手市ひとり親家庭等生活支援事業所
(横手市横山町1番1号 ひだまりてらす内)



さんのあ



● 対象となる方

横手市内に住所を有するひとり親家庭等の保護者であって、下記のいずれかに該当する方

- (1) 原則18歳未満の児童を養育する母子家庭の母、父子家庭の父及び養育者
- (2) 配偶者との離婚や別居を検討しているなど、上記(1)に準ずる者
- (3) その他、市長が必要と認めた者

● 利用期間と料金

利用期間：1年間（支援継続あり、年度で更新）

利用料金：無料

● 利用できる支援

相談支援事業	育児や家事、健康管理等の生活一般に係る相談に応じ、必要な助言・指導や各種支援策の情報提供等を実施する事業 ★定期的にご自宅に訪問し、面談させていただきます。	例) ・生活上の悩みや課題解決に向けた面談及び訪問による支援 ・相談内容に応じた専門的な機関への取り次ぎ ・行政等関係機関への同行支援 ・事業対象者のニーズに合わせた情報提供
家計管理・生活支援講習会等事業	家計管理、こどものしつけ・育児や養育費の取得手続等に関する講習会の開催や個別相談を実施する事業	例) ・家計管理や資産形成に関しファイナンシャルプランナーによる講習会開催 ・ペアトレーニングなど、こどものしつけや育児に関する講習会開催
情報交換事業	ひとり親家庭が互いの悩みを打ち明けたり相談し合う場を設け、ひとり親家庭の交流や情報交換を実施する事業	例) ひとり親家庭親子交流会

● 利用方法

- ① 横手市へ利用申請をします。その後、市から承認通知が届きます。
- ② 「さんのあ」(市の業務委託先)より、連絡があります。
日程調整し、面談と計画作成を行います。
- ③ 個別の計画に沿って支援を実施します。年度末に実績の確認を行います。

● 利用上の注意

支援の状況などについて、必要に応じて、横手市子ども家庭センターなどの関係する機関と情報共有を行うことがあります。